

徴収猶予

※ア～エいずれかに該当する

- ・ア 災害等
- ・イ 病気・負傷
- ・ウ 事業の廃止・休止
- ・エ 事業の著しい損害

換価の猶予

※オ～キ全てに該当するとき

- ・オ 事業の継続・生活維持困難
- ・カ 納税についての誠実な意思
- ・キ 猶予を受ける市税以外に滞納がない

提出する書類

- ①「徴収猶予申請書」または「換価の猶予申請書」
- ②「収支の明細書」
- ③「財産目録」
- ④担保の提供に関する書類（税額 50 万円以下または期間 6 ヶ月以内の場合は不要）
- ⑤ア～エの事実を証する書類（徴収猶予申請の場合）※収入減がわかるような書類等

※提出書類に不備がある場合は受付できません。提出前にご確認ください。

申請書の提出先

宜野湾市役所 総務部 納税課

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 電話：098-893-4411（代表）

猶予の承認または却下

提出された書類の内容を審査した後、担当から猶予の承認または却下を通知します。

猶予が承認された場合

- 猶予の申請書を提出した日が猶予期間の開始日となります。
 - 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
 - 財産の差押や換価（売却）がされません。
- ※ 換価の猶予については督促状が発送されます。二重納付にならないようご注意ください。

猶予の取り消し

猶予が認められた後、次に掲げる事項に該当したときは、猶予が取り消される場合があります。

- 分割納付計画書のとりの納付がないとき
- 猶予を受けている市税以外に、新たに市税を滞納したとき
- 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされたことが判明したとき